



潟上市議会議員政治倫理審査会審査結果報告書

1 はじめに

潟上市議会議員政治倫理審査会は、議長から平成28年8月19日付で潟上市議会議員政治倫理条例（以下「政治倫理条例」という。）第8条第3項の規定により審査要求があったので、政治倫理条例第9条に基づき、審査請求の適否及び政治倫理基準等違反の行為の存否及び同条第2項に基づき必要と認める措置について正確かつ慎重な審査をすることとした。

2 審査請求内容

- ・審査請求日 平成28年7月26日
- ・請求議員 澤井昭二郎議員、藤原幸雄議員、藤原典男議員、西村武議員、児玉春雄議員

1. 疑義があると認められる者の氏名 潟上市議会議員 戸田 俊樹

2. 疑義の内容

戸田俊樹議員は平成25年10月1日政治倫理条例施行日以来、平成28年7月26日現在まで、神明町自治会長として務めております。

政治倫理条例（政治倫理基準の遵守）第3条、議員は次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

第3条の（7）、市から補助金等の交付を受けて運営している団体の代表に就任しないこと。

2の趣旨、戸田俊樹議員は条例制定の際、全て賛成しながら今までに遵守していない疑義がありますので、審査を求めます。

3. 添付資料

潟上市自治会長の名簿

平成28年度潟上市自治会活動推進費、補助金の交付決定通知書

3 政治倫理審査会

- 委員の定数 5名
- 出席委員数 5名
- 委員長 堀井克見議員
- 副委員長 大谷貞廣議員
- 委員 鑑 仁志議員、中川光博議員、伊藤正吉議員



政治倫理審査会開催状況

区 分	開催年月日	案 件
第1回審査会	平成28年 8月25日	審査請求内容の審査
第2回審査会	平成28年10月 6日	提出された資料の審査
第3回審査会	平成28年10月18日	当該議員への意見聴取
第4回審査会	平成28年10月26日	審査結果報告書について
第5回審査会	平成28年11月 8日	審査結果報告書の内容確認について

4 審査請求の可否

審査請求者は、政治倫理条例第8条第2項の審査請求権（議員は、議員定数の12分の1以上の者の連署をもって議長に審査を請求することができる。）の規定を満たしているものである。

添付資料については、自治会長名簿は不要であるという意見もあったが、補助金等の交付決定通知書の写しにより、戸田俊樹議員が神明町自治会会長であると確認できる。

したがって政治倫理審査会は、審査請求の適否については適であると判断した。

5 審査について

政治倫理審査会（以下「審査会」という。）は、政治倫理条例第1条の中で謳っている「議員の政治倫理の確立を図り、もって市民に信頼される民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。」理念に従い、第9条（審査会の職務及び権限）に沿って、審査請求の内容について客観的事実を正確かつ慎重に審査することを旨に審査を進めた。

6 審査の経過

◆第1回審査会（平成28年8月25日）

<案件>

- ・審査会の進め方の確認について
- ・審査請求の適否の確認について
- ・審査の参考とするための当局への資料提出依頼について

<結果>

詳細に審査をするため、審査会として市当局に対して、平成25年度から平成27年度までの3カ年分の資料等を提出依頼することとした。（平成28年9月16日依頼）

- 1) 神明町自治会活動推進費補助金交付申請書の写し
- 2) 神明町自治会活動推進費補助金交付決定通知書の写し
- 3) 神明町自治会活動推進費補助金実績報告書の写し
- 4) 神明町自治会長の現在までの経緯（経歴）が分かる資料

◆第2回審査会（平成28年10月6日）

<案件>

- ・当局から提出された資料の審査について
- ・戸田俊樹議員への審査会出席要請について

<結果>

当局から提出された資料（平成28年9月21日提出）を詳細にわたり審査した結果、次のとおりとした。

- ①政治倫理条例第3条第7号（市から補助金等の交付を受けて運営している団体の代表者に就任しないこと。）に抵触することを確認した。
- ②次回審査会に、戸田俊樹議員を当該議員として出席要請して、意見を伺うこととした。（平成28年10月7日要請）

◆第3回審査会（平成28年10月18日）

<案件>

- ・戸田俊樹議員への意見聴取について

<結果>

当該議員である戸田俊樹議員に対し、各委員からの質疑により審査会としての意見集約を行った。主な質疑事項及びその回答は次による。

- ①政治倫理条例第3条第7号の認識があったことは間違いないか。
→条例の認識はあった。
- ②政治倫理条例第3条第7号に違反しているという認識はあったか。
→違反している認識は少しある。否定はしない。
- ③政治倫理条例というものを、明確に議員であるが故に意識、認識していながら、なぜ踏み込んで周りに理解できるだけの根回し等々できなかつたのか。
→自分としては回避する努力はしたが、町内会から理解がもらえず、辞めるに辞められなかつた。
- ④今後身の振り方について、いつの時点でどうするか。
→町内の事情として、人事には介入してほしくないが、いずれ辞める。

⑤本人として政治倫理条例に違反したということに反省すべき余地があるのか。

→条例に触れることは分かっているので、いずれは早々に辞めたいと思っている。反省はしているが今一時の時間を与えてほしい。

◆第4回審査会（平成28年10月26日）

<案件>

・審査結果報告書へ記載する内容について

<結果>

当該議員である戸田俊樹議員に対し、各委員からの質疑により、審査会としての意見集約を行った。主な意見は次のとおり。（勧告について）

①勧告は「注意」が妥当。

②戸田議員本人の問題。結論が出るまで「一定期間の出席自粛勧告」が妥当。

若しくは現在務めている議会運営委員長等の「役職辞任勧告」もある。

③今回は「注意」とする。ただし、条例施行後に他の議員はすでに会長等の職務を辞めていることの文言を付け加える。

④質問以外のことも話していた。「注意」にしても聞くかどうか。心情は分かるが、それなりの勧告をすべき。「一定期間の出席自粛勧告」か「役職辞任勧告」。

上記の内容について審査会で採決を行った結果、賛成多数で「一定期間の出席自粛勧告」が妥当と決した。

◆第5回審査会（平成28年11月8日）

・審査結果報告書の内容確認について

7 政治倫理基準等違反の行為の存否について

（政治倫理条例第9条第2項に定める措置の勧告のための審査）

- 1) 戸田俊樹議員と神明町自治会長の関係については、平成25年度から平成27年度までの神明町自治会活動推進費補助金申請書（写し）、神明町自治会活動推進費補助金交付決定通知書（写し）、神明町自治会活動推進費補

助金実績報告書（写し）、また神明町自治会長の現在までの経緯（経歴）が分かる資料により、戸田俊樹議員が神明町自治会長を務めていることを確認した。

2) 政治倫理条例施行後の戸田俊樹議員の神明町自治会関係について

審査の概要でも触れたが、政治倫理条例施行後の平成25年10月1日から平成28年7月26日現在まで、神明町自治会長を務めている。

政治倫理条例第3条第7号では、市から補助金の交付を受けて運営している団体の代表者に就任しないことを規定している。

3) 義務規定としての政治倫理条例第3条について

政治倫理審査会は潟上市議会で機関決定された審査会であり、審査請求に対してはその審査にあたり条例に基づき、客観的事実を正確かつ慎重に積み重ねていかなければならない。

被審査請求議員の戸田俊樹議員は、審査にあたっては政治倫理条例及び政治倫理条例施行規則を遵守することが求められる。

政治倫理条例第3条では、義務規定として議員の政治倫理基準の遵守を定めている。審査会での意見聴取において、戸田俊樹議員は同条例第3条第7号に違反していることを認識しながら自治会長を務めていたことを認めている。

8 政治倫理条例第9条第2項に定める措置の勧告について

1) 戸田俊樹議員に係る事実の認定及び評価

政治倫理条例第3条（政治倫理基準の遵守について）

に対する事項等への条例違反について

①条例第3条第7号（市から補助金の交付を受けて運営している団体の代表者に就任しないこと。）に対して、現在まで戸田俊樹議員は神明町自治会長を務めている。

②戸田俊樹議員本人も第3条第7号に違反していることを認識している。

③認識していながら自治会長を辞職せず続けている。

④平成26年、27年の町内会総会時に自治会長職を辞する機会があったが、それをしなかった。

⑤平成28年3月の総会時においては、役員改選の案件もあったが

自治会長職を辞めなかった。

⑥政治倫理条例制定時において、戸田俊樹議員及び当時所属していた会派でも賛成していた。

政治倫理条例第2条における議員の責務は、市民全体の奉仕者及び公共の利益の追求者として、自己の職責を自覚し、その職責にふさわしい人格及び倫理の向上に努めることである。また、同条例第3条に規定する政治倫理基準に違反する事実が公然と指摘された場合は、自ら誠実な態度をもって当該事実につき釈明し、その責任を明らかにするとともに、同条例第12条に定める議会の措置を受けた場合は、その措置に従うことを戸田俊樹議員は宣誓書として提出している。しかしながら戸田俊樹議員に係る事実の認定及び評価はこのことを著しく損ねるものであった。

2) 措置の勧告の種別について

政治倫理条例第9条第2項に定める措置の勧告の種別は、政治倫理条例施行規則第14条により、

- (1) 注意
- (2) 一定期間の出席自粛勧告
- (3) 議長等の役職辞任勧告
- (4) 議員辞職勧告

の4つである。

3) 措置の勧告

審査会は、以上の事実及び評価をもとに、措置の勧告について賛成多数で「一定期間の出席自粛勧告」が相当であると決定した。

なお、その期間については、戸田俊樹議員に勧告がされてから、政治倫理条例第3条第7号に違反する事項を回避できたことを確認された時期までとする。

9 おわりに

今回の審査結果を踏まえて、議員は政治倫理条例を遵守すべきだが、条例に抵触している議員がいまだに複数名おると思われます。議員は自らの責任において早急に回避する必要があります。戸田俊樹議員においては、条例の趣旨を最大限尊重し、職務遂行に当たることを強く望みます。

以上のとおり、本審査会に付託されました潟上市議会議員政治倫理審査請求について、潟上市議会議員政治倫理条例第9条第2項の規定によりご報告いたします。

潟上市議会議長 伊藤 榮悦 様

平成28年11月11日

潟上市議会議員政治倫理審査会
委員長 堀井 克見